

第34回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年4月27日(火) 午後2時00分～午後3時14分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階大会議室

(農業委員)

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 水田 勇 | 3番 | 林田康徳 | 4番 | 山下勝也 | 5番 | 松川 正 |
| 6番 | 寺田健蔵 | 7番 | 植木健太郎 | 8番 | 永池弘美 | 10番 | 平 光正 |
| 11番 | 小川一英 | 12番 | 岩永豊一 | 13番 | 山口繁富 | 14番 | 長橋世紀 |
| 15番 | 太田香代子 | 16番 | 多比良豊徳 | 17番 | 山本幸彦 | 18番 | 中野裕二 |

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

| | | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 20番 | 北岡新市 | 21番 | 内田一郎 | 22番 | 本多利任 | 23番 | 中村修治 |
| 27番 | 本村龍次 | 28番 | 寺田秀則 | 30番 | 末吉秀明 | 31番 | 伊藤忠雄 |
| 32番 | 田中八郎 | 33番 | 相川 徳 | 34番 | 山口俊一 | 35番 | 松尾和昭 |
| 37番 | 岡田裕弥 | 39番 | 中村康弘 | 40番 | 原田久也 | 41番 | 野原重光 |
| 42番 | 楠田耕三 | 43番 | 寺田俊秀 | 44番 | 末續公德 | 45番 | 宮崎 努 |
| 46番 | 木下勝徳 | 48番 | 相良栄一郎 | | | | |

4 欠席委員

(農業委員)

9番 岡本敬一

(農地利用最適化推進委員)

| | | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 19番 | 大平幸博 | 24番 | 井村正則 | 25番 | 井村秀裕 | 26番 | 太田義基 |
| 29番 | 田浦康智 | 36番 | 荒木登司郎 | 38番 | 神崎好史 | 47番 | 宮崎陽一 |

5 議事録署名委員 14番 長橋世紀 15番 太田香代子

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口梨沙

[日 程]

議案第192号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第193号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第194号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第195号 農用地利用集積計画の決定について

議案第196号 農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)

議案第197号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第34回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は9番岡本委員、推進委員で19番大平推進委員、25番井村推進委員、26番太田推進委員、29番田浦推進委員、38番神崎推進委員、36番荒木推進委員から欠席の届があつております。また、少し遅れると3番林田委員から連絡があつております。出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第34回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

4月1日の人事異動で事務局の体制も変わり、今回が初めての総会となります。今までの事務局の流れを引き続きそれぞれ頑張ってくれることと期待しております。

さて、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大に大きく振り回された1年でありました。全国的な感染拡大による各種イベント等の活動自粛、それに伴い農畜産物の需要が落ち込んだことによる大幅な販売価格の低迷など、農業情勢についても大きく影響を受けた1年でありました。このような中、前回の総会でも申し上げましたが、農業者年金加入推進につきましては、昨年度の実績は14件で、コロナ禍の中で加入活動が難しい中、すばらしい成績を収めております。これも皆さんの活動の成果ではないかと思っております。

また、総会終了後に今年度初の年金部会を開催すると聞いておりますので、最後までよろしく願います。

それでは、事務局長から農業委員18名中、出席委員、現在16名と報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に14番長橋委員、15番太田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第192号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） こんにちは。

このたび農地法3条、4条、5条の関係を担当いたします〇〇といたします。よろしく願いいたします。何分初めてですので、進行がおぼつかなくなる可能性はありますけれども、よろしく願いたいと思います。座って説明いたします。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2ページをお願いいたします。

売買1件649平米、贈与2件1万1,548平米で、議案を説明いたします。

（議案第192号 番号1～3を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められないもの、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての基準を満たしているものと思われま

なお、3番につきましては、第5号の下限面積を下回っておりますが、例外規定の権利取得後、野菜をハウス施設園芸により集約的に行われることから、許可基準を満たしているものと思われ
ます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいと
いうことになっております。番号1については、深江の案件ですけれども、深江の委員さん、い
かがでしょうか。

深江の委員さん、何か意見ありますか。

(「なし」との声)

議 長 よろしいですか。

2番の案件につきましては、土地が深江と有家ですけれども、有家、深江の委員さん、いかが
でしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。

3番については、加津佐の案件ですけれども、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 よろしいでしょうか。はい。

皆さんから何かご意見等ありませんか。

(「特にありません」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第193号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いし
ます。

事務局(〇〇) 農地法第4条の規定による許可申請について説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、申請者、西有家の〇〇、所在、西有家町〇〇の一部及び〇〇、地目畑、現況宅地とな
っております。面積につきましては、2筆合計の120平米、申請の事由につきましては、転用
の目的、そうめん工場用地、平成19年に〇〇が古くなって手狭になってきたことから、〇〇を
増築した際に間違っ農地まで増築していたということで、現在も〇〇として利用されておしま
す。

この案件につきましては、昨年10月に行われた第28回総会にて違反転用の追認をせざるを
得ないということで決定を受けた後、県から令和2年11月2日付で追認許可相当と判断されて
おります。

なお、農振法の除外手続が令和3年3月8日に完了したことにより今回申請されております。

内容は、第28回総会時に説明しておりますので、省略させていただきたいと思ひます。以上
です。

議 長 事務局の説明がありましたが、違反転用の追認許可が出ておりますので、それに対する申請
であります。以前、10月でしたかね、この時点で違反転用の調査をしていただいております〇
〇番〇〇委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月ですか、〇〇委員さんと一緒に現地確認した段階では、現状

〇〇も作っておられるし、仕方がないということで判断を出して了解をしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。追認許可ということで申請が上がっております。皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第194号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から順に説明したいと思います。4ページをお願いいたします。

1番、深江町の〇〇から有家町の〇〇へ、深江町〇〇、地目畑、地積460平米、転用目的、一般住宅用地、申請地を叔父から譲り受け、住宅を建設したいということです。

本件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われま。

申請地に木造平屋建ての建築面積119.63平米です。雨水については、市道側溝へ放流予定となっております。汚水・生活排水についても、合併浄化槽を経由して市道側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。権利の内容につきましては、許可あり次第贈与となっております。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の11時ぐらいに現地に着きまして、出席していただいた人は〇〇委員と〇〇委員と事務局3名で現地を見に行きましたけれども、今ここの写真されている写真の左側のほうが宅地でございます。それで奥のほうにはハウスがありまして、道路には側溝が造られております。周辺の承諾書ももらえるということで聞きました。排水はそのまま道路の側溝に流すということで、別段問題はないかなと思って見てまいりました。

場所は、深江町のJAの〇〇の海側に500mばかり下って、さらに北側に100mばかり行ったところ。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同じく同行されました〇〇番〇〇委員から何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。別段ありませんけれども、この申請者の方が、向こうにハウスがありますけれども、ハウスの横は何mぐらい離さなきゃいけないのですかと聞かれて、いや、それは決まっております。しかし、日照、通風に影響がでないようにしなければ、それ以上のいろんなことが起きてきますよということで、同意は必ず受けてくださいと言いましたら受けてきますよということでしたので、その辺は間違いないかなと思って見てまいりました。以上です。

議長 同意は事務局のほうに届いておりますか。

事務局(〇〇) 今はまだ来ておりませんが、すぐにお話しさせていただくということをお待ちしております。

議長 同意のお話をされるということですね。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 5ページをお願いいたします。

番号2、布津町の〇〇から布津町の〇〇へ、土地、布津町〇〇、地目畑、地積470平米、転用目的、一般住宅用地、申請地を父から借り受け、住宅を建築したい。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、〇〇のおおむね周囲500m以内に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。

申請地は、木造平屋建ての建築面積122.14㎡、駐車スペースのみコンクリート舗装で計画されております。

なお、隣接する農地、北側になりますけれども、こちらにはブロック塀を設置予定です。また、その隣接所有者の方の同意を既に得ているということでございます。

雨水につきましては市道側溝へ放流予定、汚水・生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流予定となっております。権利の内容につきましては使用貸借で30年を予定しております。資金については、借入金により賄われます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。これも23日の11時ぐらいに現場に着きまして、場所は布津町の国道沿いに〇〇というのがありますけれども、そこに市道〇〇線との交差点があります。その道路を山手にいきますと、すぐ近くに〇〇生産組合事務所があります。そこか50mぐらい下ったところで、昔の殿様道路と言われるところです。それを50mぐらい南側のほうに入って、新しく道路が整備されておりますけれども、写真で出ておりますけれども、その角のほうです。出席者は〇〇委員さんと〇〇委員さんと事務局3名で現地を見てまいりました。

道路には大きな側溝があります。その側溝に雨水と汚水は合併浄化槽で処理して流すということで、現地を見た限りでは問題ありませんでしたけれども、左側と道路は段差がついております。そして下のほうにも段差がついておりますので、このままの状態では図面と違うので、どのようにされるのか修正してから申請をし直してください。ということで見て帰ってまいりましたけれども、修正ができていれば何ら問題はないかなと思って見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員から説明があったとおり、どう見ても南側のほうが低いと、雨水は、この図面では北側のほうに流すと記載されていますが、現状のまま利用するということではちょっとおかしいなと思っております。雨水関係が問題なければ異議ないと思います。以上です。

議長 傾斜があるということですが、事務局。

事務局(〇〇) 先ほど委員から、雨水等につきましては、今の状態だったら側溝の方に流入しないのではないかとということをお話を受けて、譲受人から土地を現状のまま利用するといいましたが、土地の少し造成して駐車場側に傾斜をかけて、市道の側溝に流れるようにするというので、変更がっております。

議長 雨水関係が駐車場の流れるように造成して、市道の水路に流入するような変更をされたという

ことであります。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ございません」との声)

議長 意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 6ページをお願いいたします。

3番、有家町の〇〇から北九州市の〇〇へ、有家町〇〇、地目田、地積498平米、転用目的、一般住宅用地、申請地を父から借り受け、住宅を建築したい。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われそうですが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

申請地は、木造平屋建ての建築面積95.57平米です。雨水につきましては、市道側溝へ放流予定、汚水・生活排水につきましても、合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。権利の内容につきましては、許可あり次第、使用貸借権、期間30年を設定される予定です。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午前10時頃、〇〇委員、〇〇委員と事務局3名で見えました。場所は〇〇がありますけれども、〇〇から西側に50mぐらい行ったところです。今、写真にありますように、左側のほうにジャガイモ畑がありますけれども、これも自分の畑ということで、そして、向こうのほうに家がありますけれども、かなり離れておりまして、その方々にもここに家を建てるからということで同意をさせていただいたということです。そしてまた、今、息子さんは北九州におられるそうですけれども、この家が建ってから後継者として来られるそうですので、また後にいろいろな面で私たちも関係がでてくるのかなと見てまいりました。そして今、里道の擁壁のところには大きな水路がございまして、そこに雨水が自然に流れるのかなと思っております、何ら問題はないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員のから報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員の言われたとおり、私も行ってすぐは西側の馬鈴薯は大丈夫かなという感じを持っていたのですが、申請者の所有農地ということを知りましたので、ほかに問題点はないのかなという感じを受けました。以上です。

議長 両方農地との距離を取っておられますので大丈夫かとは思いますが、ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 7ページをお願いいたします。

番号4、西有家町の〇〇から西有家町の〇〇へ、西有家町〇〇、地目畑、地積239平米、転

用目的、一般住宅用地、申請地を父から譲り受け、住宅を建築したい。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われま。

申請地は、木造平屋建ての建築面積89.37平米です。雨水は水路へ放流予定となっております。汚水・生活排水につきましても、合併浄化槽で処理後、水路へ放流予定となっております。資金につきましても、借入金により賄われます。権利の内容につきましても、許可あり次第贈与で、期間は永久となっております。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。これは23日の9時20分頃に私と〇〇委員と〇〇委員と事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇付近の国道から山手のほうに入りまして、ただいま建設中でありまして〇〇の横を500mぐらい入りまして、そして、北側に50mぐらい行ったところです。この写真を見て坂道になっております。この坂道は垂直ではなかろうかというぐらい急な坂がございます。この道路ができたときに高くなったということでした。この手前にあります土地も申請者の所有で、そして左側にも自分の土地で何ら人に迷惑をかけることもないし、そしてまた左側のほうには大きな川があって、そこに雨水を流すということで、そしてまた今見えておりますけれども、これはよその竹ですけれども、この方に言ったらどうぞ竹が枯れるぐらい大きなものを建ててくださいと反対に言われたということでいろいろおっしゃっておられましたので、何ら問題ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんが述べられたとおり何ら問題はないということで、私も見てまいりました。以上です。

議長 〇〇委員さん、その入り口の傾斜は大丈夫ですか。

〇〇番〇〇委員 傾斜は、昔はもう少し緩かったのですが、ここの道路拡張によって1m以上高くなっています。今の所有者の人は農地を買い受けて農地として利用するために取付道路を造られた。〇〇委員さんが言われたとおり傾斜がかなりあり、車の乗り入れは、ちょっとできないのかなという感じは受けてきたんですけども、もともと上のほうに自宅があるので、そちらのほうに自動車は止めるということで、車の出入りはあまりないのではないかとということで大丈夫だと思って見てまいりました。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 8ページをお願いいたします。

番号5、西有家町の〇〇から西有家町の〇〇へ、西有家町〇〇の一部、地目畑、地積1,602平米のうちの567平米、転用目的、一般住宅用地、申請地を父から譲り受け、住宅を建築したい。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模

が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。転用面積が567平米とありますが、一般住宅の場合500平米までとされております。本案件につきましては、道路から宅地までの進入部分が68.35平米必要であることから、宅地として有効な面積は499.35平米で要件を満たしております。

申請地は、木造平屋建ての建築面積は140.20平米です。雨水につきましては、市道側溝へ放流予定となっております。汚水、また生活排水につきましても、合併浄化槽で処理後に市道側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。権利の内容につきましては、許可後に贈与されます。期間は永久となっております。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも同じく23日の午前9時20分頃、〇〇委員と、〇〇委員と事務局3名で見てまいりました。この案件は、先ほど一番冒頭、〇〇委員が説明していただきましたように、写真の前方にありますのが違反転用であった、〇〇になっております。その下に、この畑が広くて全部自分の土地だということで、排水路、この辺は坂になって排水が右側に道路もありますけれども、そこに流したらいろいろ文句が出るということでしたので、とにかくこちらの自分の土地に水路をつくって流して、そしてまた一番手前のほうにありますけれども、左側にありますけれども、そこに入るようにはなっておりませんので、広くして道路の排水路を広めにして雨水をそこに流して、周りに迷惑がないような状態にしてくださいということでお受けしていただきまして、そしたらいいのではないかとということで見えてまいりました。以上です。

議長 進入路が68.35平米、これだけ広い土地の中で、何で進入路を設けて奥のほうに造られたのですか。手前のほうにということ、そういう話はなかったのですか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 それは今言いましたように、今建っておりますけれども、その左側に里道があるということで、そこを水路側もきれいにしたいということで、奥のほうにしないとどうしても雨水が自分の畑に流れるのはいいんですけれどもということで、手前に出てこないように進入路を広く取りましたということでした。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんから述べられたとおり、別段問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 9ページをお願いいたします。

6番、北有馬町の〇〇から北有馬町の〇〇へ、北有馬町〇〇外2筆、合計128平米、転用目的、駐車場用地及び通路用地、こちらにつきましては、2月に行われた第32回総会にて違反に関して追認せざるを得ないという決定を受けた後に、県から令和3年3月10日付で追認許可相当と判断されたことにより申請されております。

内容につきましては、第32回の総会時に説明しておりますので省略させていただきます。以上でございます。

議長 追認許可の申請ですけれども、2月時の総会前の現地調査を〇〇番〇〇委員がなされておりましたけれども、状況説明をお願いしたいと思います。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは2月のときに私たちも見えてきたのですけれども、まさかここが農地だったということを申請があって初めて知りました、既に何十年もこういう状態で進入路として使われていたので、これは生活の一部として問題はないと思います。既に国調も、十数年前に町のときに実施されたのですけれども、ですからそのときに何でここが国調で変更されなかったのかということはあったのですけれども、生活の一部として進入口で使われていますので、致し方ないと思って見てまいりました。以上です。

議長 ありがとうございます。これに関して何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号7について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 10ページをお願いいたします。

番号7、南有馬町の〇〇から南有馬町の有限会社〇〇へ、南有馬町〇〇、地目畑、地積35平米、転用目的、資材置場用地。

こちらの農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

こちらにつきましては、昭和55年3月頃から有限会社〇〇が資材置場として利用しており、違反転用であることが分かりました。県のほうに違反転用の連絡票をお送りして、県から令和3年3月3日付で簡易手続相当の追認許可相当と判断されたことにより、申請されております。

雨水は、自然流下の予定となっております。土地購入費の資金につきましては、自己資金により賄われます。権利の内容につきましては、許可後、売買とされています。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。4月23日1時45分頃より〇〇委員、〇〇委員と事務局3名で行ってまいりました。場所は、国道251号線の〇〇の前から〇〇に入っていく旧国道を入ってすぐのところ、〇〇の資材置き場の隣接地で、昭和55年頃からずっと使われており、〇〇の土地と言われていて、何ら問題はないと思って見てまいりました。皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 別に問題はないと思います。舗装もされていて雨水は水路前の水路に流れるような状態でございますので、面積的にも小さいので別に問題ありません。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号8について事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 11ページをお願いいたします。

8番、南有馬町の〇〇から南有馬町の〇〇へ、南有馬町〇〇外1、地目畑、2筆合計の104平米になります。申請地につきましては、目的は一般住宅用地、こちらにつきましては、令和2年9月15日付で転用許可を受けた〇〇ですが、こちらの自宅を新築して家屋の表題登記を行う際に土地の境界線に誤認が発覚し、建物の一部が許可していない農地に及んでいたことが判明したことから、今回、追認許可の申請をされております。県からは、令和3年4月7日付で簡易手続相当の追認許可相当と判断されたことにより、追認許可申請されております。

既に自宅が完成していますので、資金は発生しません。権利の内容につきましては、許可あり次第使用貸借で、期間は永年となっております。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも4月23日の2時5分頃より〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見えてまいりました。場所は、南有馬の〇〇の近くで、国道251から〇〇の方に入って大体七、八百mぐらいのところです。昨年9月も私が見てまいりました、その当時は、まだ何もなかったのですが、現在は、立派な家が建っていました、地籍調査後にお父さんが、上の土地もお父さんの土地で、石積みをされており境界線を分からなかったということですが、特に問題はないと思われます。皆さん、ご審議のほうよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。説明を伺いましたところ、宅地の部分が許可を受けていない土地に食い込んでおりまして、左側のほうの石積みはお父さんが造られたということで、既に1枚の畑として利用されていたのかと思います。そういうことでもう仕方ないのではないかと見てまいりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

登記の際に誤認ということを確認したということで申請があつております。ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号9について事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 12ページをお願いいたします。

番号9、加津佐町の〇〇から加津佐町の株式会社〇〇へ、加津佐町〇〇、地目宅地、現況が畑です。地積743.76平米、転用目的、コンテナ置場用地。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

本案件につきましては、株式会社〇〇の〇〇支店の閉鎖に伴い、支店で保管していた約5万1,000個のコンテナの保管場所が不足しているため、新たにコンテナ置場を確保する必要ができたということで計画されております。申請地は、全面にアスファルト舗装し、周囲にフェンスと水路を設置する予定です。雨水は、東側の水路へ放流予定となっております。資金については、自己資金で賄われます。権利の内容につきましては、許可後、売買による取得をされるというこ

とです。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 報告します。4月23日の午後2時30分頃から〇〇委員、〇〇委員さん、そして事務局3名で見てまいりました。場所はここから南串山の方面へ国道251号線を走っていきますと〇〇という集落があります。その手前に〇〇の本社事務所がありまして、そこが国道251号線と旧国道の分岐点がありまして、その分岐点から200mぐらい串という集落に向かった場所にあります。事務局から説明がありましたように、〇〇の〇〇支店といいますけれども、〇〇にあります支店を閉鎖して向こうにあります5万個余りのコンテナを加津佐に持ってきて置きたいということがございます。それですけれども、土地の利用ですけれども、今、馬鈴薯が植わっておりますけれども、それをアスファルト舗装にし、右側に小さな川が流れております。雨水はそこに全面的に流すような感じで設計をするということでございます。そして市道と土地との境界線にU字溝を設置しまして、右から左に雨水は流れるような設計をするということでございます。そしてフェンスでございますが、コの字型に5mのフェンスを設置するというので、手前はコンテナが飛ばないようにするというので、そしてフェンスは上のほうの赤い屋根がちょっとした倉庫が見えますけれども、そのところに通路がありまして、2mか2.5mぐらいの通路があります。その通路の境から1m引いてフェンスを立てる、そして奥の家がありますので、奥は家から2m引いてフェンスを立てるということでございます。奥の家と左の家の承諾は受けているということですので、別段何も問題ないと思って見てまいりました。よろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。周囲の住宅にも許可をもらわれていて、隣接地に農地もありませんので、何も問題ないと思って見てまいりました。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第195号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) 議案第195号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規10件の1万8,815平米、再設定7件の1万8,626平米の計17件の3万7,441平米です。使用貸借権が再設定4件の7,181平米、所有権移転が8件の1万3,552.44平米です。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定につきましては朗読を割愛させていただきます。

(議案第195号 賃貸借権 番号1~10新規設定、所有権移転 番号22~29を朗読)

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、議案第195号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第196号 農用地利用集積計画の決定について(一括方式)** について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)について説明いたします。

17ページをお願いいたします。

今月の一括方式の賃借権は、新規の2件、4,449平米です。

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

(議案第196号 賃借権 番号1~2新規設定を朗読)

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

特に配分を受ける方についてご意見はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、農用地利用集積計画の一括方式分は妥当として決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画の一括方式分は妥当として決定いたします。

次に、**議案第197号 農用地利用配分計画(案)にかかるとる意見について** 事務局よりお願いします。

事務局(〇〇) 農用地利用配分計画(案)にかかるとる意見について説明いたします。

18ページをお願いいたします。

賃借権の設定が5件の1万7,947平米、使用賃借権が3件6,878平米です。

それでは、議案を朗読いたします。

(議案第197号 番号1~8を朗読)

議長 この案件に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

特に配分を受ける方についてのご意見ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、19ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

20ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議事を終了いたします。